

## シンポジウム「これからの男女共同参画社会のあり方を考える」開催報告

男女共同参画推進本部委員 小林 香織 (68期)

当会主催のシンポジウム「これからの男女共同参画社会のあり方を考える」が2017年1月6日、弁護士会館クレオにおいて開催された。新春の時期ではあったが、市民、弁護士など参加者は180名をかぞえ、会場は熱気に包まれていた。

**1** 冒頭、小林元治東京弁護士会会長（当時）は、男女共同参画社会の実現が政府の重要課題として進められている一方で、世界経済フォーラムが発表している各国のジェンダー・ギャップ指数では日本は2015年の101位から2016年は111位と後退していることを紹介し、日本の社会全体でまだまだ改善すべき点が多くあることを指摘し、これからの男女共同参画社会のあり方について考えることの意義を明らかにした。

**2** 第1部の基調講演では、元厚生労働事務次官村木厚



基調講演



会場の様子

子氏より、現状の分析と政府の政策及び男女共同参画の動きについての解説がなされた。村木氏は、2060年までに生産年齢人口が現在の2分の1近くまで急減することを指摘し、この対処方法には①現在活用されていない女性や高齢者、障がい者のパワーを活かす、②出生率を上げ2060年以降の現役世代を増やす、という2つがあり、男女共同参画の推進が手段としていずれに対しても大変有効であるとした。そして、いま必要なのは「女性への配慮」よりも男女を問わない「働き方改革」である、ということが豊富なデータや村木氏自身の経験談などをまじえながら示され、満席の会場では力強く頷きながら聞き入る参加者の姿が多く見られた。

**3** 続いて、浦岡由美子当本部副本部長より、2011年10月制定の当会第一次男女共同参画基本計画の成果、及び、昨年10月に策定された第二次男女共同参画基本計画についての報告がなされた。



パネルディスカッション

4 第2部のパネルディスカッションでは、北城恪太郎氏（経済同友会終身幹事、日本アイ・ビー・エム株式会社相談役）、竹信三恵子氏（和光大学教授）、齋藤義房当本部本部長代行の三氏が登壇し、太田治夫当本部事務局長による司会のもと、男女共同参画の意義、現状の問題点の分析と今後の方向性について意見交換を行った。

北城氏からは、経営者としての視点から、ダイバーシティ向上によるイノベーションの推進の必要性、社会における女性の活躍の効用、社外取締役・監査役として女性弁護士が役員となることの利点が示された。竹信氏からは、女性活躍の基礎として女性の生活の安心、具体的には貧困や暴力の防止が不可欠であることが示され、DVや労働環境など取り組むべき課題が挙げられるとともに、女性が声を上げられる社会の実現には牽引役として女性弁護士が活躍できるシステムの強化が必要であるとの指摘がなされた。40年以上子どもの権利委員会で活動している齋藤本部長代行からは、子どもの非行の背景には夫婦の不和があることが多いとの指摘があり、夫の家事・育児参加は親自身の成長・夫婦関係の安定・子の発達に資するのみならず、子が家事・育児に参加する父親の姿を見て育つことにより日本社会の意識改革につながるとの知見が示された。

また、パネラーの発言を受けて、会場から村木氏が、司法の政策決定に女性が参画することの重要性と女性

の低賃金の弊害を実感したとの感想を述べ、山浦善樹会員（元最高裁判事）からは、これまでの自らの体験を踏まえ、生い立ちや生活環境によって刷り込まれた「男にとっての居心地の良さ」を変えるには日頃からの社会教育と生涯を通じてのトレーニングしかないとの意見が出された。

5 最後に、芹澤眞澄当会副会長（当時）より、男女共同参画社会の実現に向け、人権擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士がまずは規範とならねばならないとの強い決意が示された。そして、東京弁護士会は、第二次男女共同参画基本計画を策定して会内での実現を目指すとともに、弁護士会の外でも、社外取締役就任という形での企業的意思決定過程への参画及び労働問題への積極的な取り組みなど、様々な角度から、個々の弁護士が男女共同参画社会の実現を支えるべき立場にあり、今後一層その役割をはたしていかなければならないとの話があった。

6 個人がその性別にかかわらず個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現は、まさに個人の尊重や法の下での平等という憲法理念の実現である。今回のシンポジウムは、男女共同参画推進は我々弁護士が積極的に取り組むべき重要課題であるという認識を会の内外で共有する絶好の機会となった。